事　業　計　画　書

（令和７年度）

社会福祉法人　聖 静 学 園

― 目　　次 ―

理念 …… 1
施設の運営 …… 1
事業の展開 …… 1
事業計画骨子 …… 2
重点項目 …… 3

１．法人本部
（１）はじめに …… 4
（２）事業計画
① 障がい者支援施設「石山センター」移転にともなう
現総務課機能再編の着手 …… 4
② 法人運営方針のビルドアップ …… 4
③ 法人財務基盤の安定化と強化 …… 4
④ 法人事業の中期・長期計画策定の着手 …… 5
⑤ 法人リクルート戦略と人材育成の着手 …… 5
⑥ 障がい福祉関連法令等への義務化対応 …… 5

２．障害者支援施設　「石山センター」
（１）はじめに …… 6
（２）事業 …… 6
（３）事業計画
①石山センター移転後の、利用者さんの新たな生活
及び支援業務の再構築 …… 6
②権利擁護の取り組みと、支援職員の専門性の向上について …… 6
③サービスの質の向上に向けた取り組みについて …… 7
④高齢化対応と医療等専門職（機関）との連携について …… 7
⑤新型コロナウイルスを含む感染症対策と、
持続可能な支援体制の構築 …… 7
⑥地域連携推進会議の実施 …… 8

３　生活介護事業所　「いしやま」
（１）はじめに …… 9
（２）事業 …… 9

（３）事業計画
① 感染症予防 9
② 職員育成、職員間の連携強化 10
③ 権利擁護と虐待防止 10
④ 個別支援計画 11
⑤ サービス評価の結果を踏まえた活動の組み立て 11
⑥ 安定的な財源の確保 12

４．グループホーム　「るあーな」
（１）はじめに 13
（２）事業 13
（３）事業計画
① 感染症予防 13
② 高齢化対策 14
③ 健康対策 14
④ 余暇支援 15
⑤ 権利擁護と虐待防止 15
⑥ 個別支援計画 15
⑦ サービス評価 16
⑧ 短期入所事業の実施 16
⑨ 地域連携推進会議の実施 16

令和７年度　社会福祉法人聖静学園　事業計画

理念

　社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育、障がい児療育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利は統べての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「統べての障がい児・者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長する」ことを目指してまいりました。

　私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で安心して、安定して、安全に、健康に、豊かな生活を送れるように、また、社会参加ができるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。

施設の運営

①障がい者支援施設「石山センター」

　　施設入所支援（定員 30 名／現員 30 名）

　　生活介護（定員 30 名／現員 29 名）

事業の展開

①	生活介護事業	生活介護事業所「いしやま」（定員 38 名／現員 42 名）
②	共同生活援助事業	グループホーム「るあーな」（定員 7 名／現員 7 名）
③	短期入所事業	障がい者支援施設「石山センター」（併設型　定員 3 名） グループホーム「るあーな」　（併設型　定員 1 名）

事業計画骨子

先ず、一点目として、長年の夢であった障がい者支援施設「石山センター」の移転・新築がやっと実現します。“仏作って魂入れず”と言われますが、今まで以上に、障がいの重い利用者さんの“終の棲家”として、“安心・安全・安定・健康・自立生活・社会参加”をキーワードとして、“本人主体・権利擁護・虐待防止”を徹底し、利用者さんの“輝くような笑顔”を大切にした、支援活動に取り組んで行きたいと考えています。

二点目として、未来に向けて法人組織を維持する為に、法人運営方針の再構築に今着手する必要があると考えます。ミッション、ビジョン、バリューなどの作成への取り組みにおいてそのプロセスを重視し、その浸透、定着に取り組むことが必要であると考えます。これらは将来の法人の進むべき道や事業計画に通じ、また、支援、サービスの根幹をなし、権利擁護、虐待防止の徹底に寄与するものと考えます。

三点目として、今回の建替え事業をとおして、法人財務基盤の強化に着手することが必要であると考えます。新しい施設への移転にともなう財政安定化、法人統括管理から各拠点管理へのシフト、将来のビジョンに基づいた財務計画などが挙げられます。

四点目として、将来に向けた本法人運営の指針また法人理念に基づいた法人事業の中期・長期計画の策定に着手することが必要であると考えます。その為には障がい福祉施策の情勢の変化を見据えるなどの外部環境の分析や地域における福祉ニーズの把握、既存事業に対する評価などの内部環境の分析を踏まえることが必要であると考えます。同時に計画の実現に向けた法人組織の再構築も必要であると考えます。

五点目として、近年、求人難による人材確保と育成、専門性の向上への取り組みが法人としての責務となっています。人材育成は待ったなしです。法人がリクルート活動をより戦略的に展開し、同時にさらなる人材育成に着手することが必要であると考えます。具体的には、ホームページの再編にともなう SNS の積極かつ有効活用が挙げられます。育成と同時にキャリア形成の整備も不可欠であると考えます。

最後、六点目として、障がい福祉関連法令等への義務化対応が求められており、特に下記の項目においてその適応に確実に努めることが必要とされます。

ａ．権利擁護、虐待防止、身体拘束適正化の更なる推進
ｂ．感染症対策、まん延防止対策の徹底
ｃ．災害時における地域との連携、地域貢献面を重視した災害 BCP の再編
ｄ．ハラスメント防止の徹底
ｅ．ストレスマネジメント、メンタルヘルス対策の徹底
ｆ．労務環境の改善の着手
ｇ．意思決定支援の導入

ｈ．地域連携推進会議の実施
ｉ．重度障がい者に対する専門性の向上
ｊ．利用契約書及び重要事項説明書の修正

以上、事業計画骨子を踏まえ、以下を令和７年度の取り組みの重点項目とします。

重点項目
１）障がい者支援施設「石山センター」移転のソフトランディングと新体制の構築
２）法人運営方針のビルドアップ
３）法人財務基盤の安定化と強化
４）法人事業の中期・長期計画策定の着手
５）法人リクルート戦略と人材育成の着手
６）障がい福祉関連法令等への義務化対応

１．法人本部

（１）はじめに

終わりの見えない「物価高騰」と危険水域といえる「職員不足」問題が続く我々福祉現場において、法人として将来を見据えた円滑な事業承継のために、本法人の置かれている状況また周辺環境を冷静に分析し、将来に向けて事業と財務の両面から舵を取って行かなければならないと考えます。特に障がい者支援施設「石山センター」の移転にともない想定の範囲内また想定外の多くの課題が生ずるものと覚悟しています。安定化に向けて、最優先してこれらの課題に対しひとつひとつ向き合い対処して行かなければならないと考えます。

（２）事業計画

① 障がい者支援施設「石山センター」移転にともなう現総務課機能再編の着手

移転にともない現有施設の総務課は新施設と既存の生活介護事業所に分離されます。分離にともない、今まで法人が各拠点を統括し一括した管理から各拠点を重視した管理へのシフトが望まれます。同時に、総務課における庶務（事務）機能、経理機能、財務機能、法人本部機能と人の再編が必要であると考えます。実際に機能させながら課題を整理し、将来に向け再編して行く予定です。

② 法人運営方針のビルドアップ

法人事業の中期・長期計画を考える上でも、権利擁護、虐待防止の徹底に取り組む上でも、改めて法人の理念等を法人全体で考え、再編成し、それを法人全体に周知し、共有し、定着に向け取り組んで行く予定です。

③ 法人財務基盤の安定化と強化

特に、障がい者支援施設「新石山センター」拠点において、移転後のランニングコスト等について予測が難しいですが、確実に支出増となるものと覚悟しています。新施設における備品等のリース代、エレベーター等の保守代、スタッフ増員にともなう人件費、掃除の外部委託費、借入金の償還等などさらなる支出が見込まれます。一方、収入面では新施設における短期入所 3 床の稼働率を上げることが急務とされます。このように考えると「新石山センター」拠点においてかなり不安定な財務状況を呈するものと思われますので、移転後の状況を踏まえ、しっかりと財務コントロールを行っていく予定です。

④ 法人事業の中期・長期計画策定の着手

今回の障がい者支援施設「石山センター」移転・新築事業を通して、中期・長期計画策定の必要性を強く感じました。これからは「新石山センター」を含めた、生活介護事業所「いしやま」、グループホーム「るあーな」の大規模修繕工事を計画的に実施しなければなりません。また、「旧石山センター」の処置も考えなければなりません。さらに、新規事業も検討する必要があると考えます。これらの事業展開の計画は法人の財務状況と合わせて考えなければなりません。先ずは、「新石山センター」移転後の財務状況を見た上で、法人として将来に向けた計画策定に着手する予定です。

⑤ 法人リクルート戦略と人材育成の着手

人材確保については、法人が主体となって、育成については、現場が主体となって取り組むことが望まれます。特に、近年の他法人と比べると本法人ホームページの再編と SNS 戦略が急務と考えます。これについては費用や専門性、時間等の労力が必要とされます。先ずは、しっかりとプロジェクトチームを立ち上げ着手して行く予定です。

⑥ 障がい福祉関連法令等への義務化対応

各種義務化対応については、現場と総務課、該当職員等が分担し、迅速に確実に対応して行く予定です。

２．障害者支援施設　「石山センター」

（１）はじめに

利用者さんが安心して安全に施設生活を送り、社会参加できるよう、日中・夜間を通して支えていきます。また、利用者さんの気持ちを大切にし、思いを汲み取りながら支援していきます。

施設入所支援・生活介護においては、利用者さん個々の嗜好や特性に配慮し、楽しく食事すること、排泄と睡眠のリズムを整え、入浴等衛生面が適切に維持されること、健康・栄養管理においては、看護師・栄養士等専門職と連携を図りながら行います。活動においては、健康維持活動、創作的活動、生産的活動、季節に応じた行事、その他イベントの参加、外出等の機会を提供し、心の豊かさも大切にしていきます。

短期入所においては、主にいしやまを利用される利用者さん・ご家族の多様なニーズに対応していきます。

（２）事業

① 入所支援

障害者支援施設「石山センター」

施設入所支援　定員 30 名／現員 30 名（R7.4.1 現在）

生活介護　　定員 30 名／現員 29 名（R7.4.1 現在）

② 在宅支援

短期入所事業　障害者支援施設「石山センター」

定員 3 名（R7.4.新築移転後）

（３）事業計画

①石山センター移転後の、利用者さんの新たな生活及び支援業務の再構築

移転後の利用者さんの生活については、これまでの健康的なリズムを保てること、安心して新たな環境に慣れていただけることを最優先してサポートしていきます。

そして、支援業務も環境に合わせて柔軟に変化させ、支援職員がスムーズに業務を行えるよう、新しい体制のもとスタートさせます。

移転後に課題を発見した際は、速やかに対策を講じていきます。

②権利擁護の取り組みと、支援職員の専門性の向上について

利用者さんの意思を尊重し、権利を擁護するための取り組みについて、今年

度も重要視して対応していきます。
虐待防止委員会の下部組織である入所部会にて委員が中心となり「支援の振り返りチェックリスト」を作成、支援職員のチェックリストの取り組みの結果（集計、評価分析）を見て、職員個々が適切な支援へと繋げられるよう、必要な事柄を周知したり、個別に面談を行うことで支援現場に適切な形でフィードバックできるようにしていきます。
　福祉施設職員としての専門性を高めるためには自己学習は欠かせませんが、内・外研修、フォローアップ研修、日々のスーパーバイズにおいて、支援職員個々のレベルアップ（一定以上の専門的知識と、総合的支援力を身に付ける）を目指します。

③サービスの質の向上に向けた取り組みについて
　利用者さんが希望する生活の実現に向け、アセスメントを適切に行うこと、ご本人、ご家族も含めてお話を伺うことで、実態に近い内容で個別支援計画が作成されているか、満足度の高いサービスの提供ができているか、丁寧に確認しながら取り組んでいきます。個別支援計画の内容には、意思決定支援がなされていること及び地域移行の確認ができていることを記載します。

④高齢化対応と医療等専門職（機関）との連携について
　６０歳代を迎える方が毎年数名ずつおられる中、健康維持と疾病の早期発見及び受診について、年々対策が重要となっております。まず、日々の生活の中で、健康維持に繋がる体操や歩行、機器を使用した運動など、個々の取り組みやすさや、心身の状況に対応する形で提供を続けていきます。
支援の際には、食事時は誤嚥、入浴時はヒートショック、歩行移動時は腰痛、膝・股関節異常による転倒・怪我が懸念されますので、危険場面での見守りと環境調整を行います。年齢的にも、内科的疾患の増加や、情緒面の変化などが出現することも想定されるため、利用者さんの心身の変化を見逃さないようにしてきます。軽微な症状であっても見逃さず、看護師による確認を行い、必要な診察を受けられるようにしていきます。受診、検査、処置、手術、入院などとなった場合、利用者さんによっては強い拒否により対応が難しいことがありますので、医療機関の受け入れ先を確保することが課題となっております。

⑤新型コロナウイルスを含む感染症対策と、持続可能な支援体制の構築
　新型コロナウイルスに限らず、感染症の予防と拡大防止対策は勿論のこと、万一拡大した場合など、変局時においても安定的に支援体制を維持していけるよう、これまでの感染症発生時の現場対応のノウハウを生かしながら BCP の整備に着手しました。今後、その時々の感染症に対する医学的知見や、行政からの指導内容に基づき、現場の力で対応可能な形で、既存の BCP の見直しを

行い、完成度を上げていきます。利用者さんの健康を守ることを基本とし、利用者さんを直接支える支援職員においては、自分の身を守ることも含め、全員等しく感染症予防と拡大防止の術を身に付け、繰り返し指導及び研修などで訓練し続けることが重要であると考えています。また、職員の体調不安に対しての相談や業務内容の配慮も継続して行い、施設内にウイルスを持ち込まないよう対応を継続します。

尚、移転後は生活環境が大きく変わるため、感染症対応マニュアルの整備を行います。

⑥ 地域連携推進会議の実施

地域との連携により「利用者さんと地域の関係づくり」「施設、利用者さんの理解促進」「施設の透明性の確保、サービスの質の確保」「権利擁護」のため、利用者さん、利用者さん家族、地域の関係者、福祉有識者経営の有識者等で構成する会議、見学会等を実施することが令和７年度より義務付けとなり、構成員の選定等を進めていきます。

３　生活介護事業所　「いしやま」

（１）はじめに

生活介護事業所「いしやま」の利用者さんの多くは、本法人の短期入所、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、本法人地域支援課作成のサービス等利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されています。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていきます。

新型コロナウィルス対策については、十分な感染防止対策は引き続き行ったうえで、利用者さんに対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要で、利用者さんが安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。そのためには、引き続き事業所内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取組みが重要であります。一方で、利用者さんの満足度を高めるために感染症拡大防止を行った上で、地域資源活用を含めた各種活動の実施に引き続き取り組んでいきます。

令和６年２月より法人グループホームでの短期入所を開始しました。当法人の利用者さんにおいてはレスパイトとして、体験の場として活用していただけるよう努めます。その他、引き続き時間外利用の実施も行います。

昨年度、他入所施設への入所に伴い、1名の退所がありましたが、今後も住まいの確保において、当事業所の退所、他事業所の利用が予測される状況でありますが、安定的な財源確保のため、１日の平均利用が３８名に近づくよう取り組むとともに、重度障害者支援体制加算の安定的取得に努めます。

（２）事業

生活介護事業　生活介護事業所「いしやま」

定員 38 名／現員 42 名（前年度比＋－0）（R7.4.1 現在）

（３）事業計画

① 感染症予防

事業所内に感染症(コロナウィルス、インフルエンザ等)を持ち込まない、感染を拡大させない対策は継続して行います。その上で、感染者が発生した際も地域生活を維持するためには事業所を継続開所することが重要となるため以下

の対応をとります。

A 継続的な体調チェック

通所前検温の依頼継続、通所中検温の継続、体調不良者の迅速な報告依頼

B 環境整備の徹底

アルコール消毒の徹底、通所後清掃の徹底、換気の励行

C 陽性者が発生した場合の迅速な対応と切離し

陽性となった場合の休み依頼と体調観察依頼、利用者さん対応時の感染対策強化

D 感染対策を考慮した上での活動の維持と社会資源の利用

感染リスクを考慮した上でできる活動を整理します。活動する際は、混雑状況等を事前に把握し、最大限感染リスクを減らすことのできる時間帯を考慮し、社会資源利用に繋げます。

② 職員育成、職員間の連携強化

安定した支援を行うにあたり、職員の安定的な確保と支援技術向上、連携強化が重要と考えます。そのために重要となる事柄を以下に示します。

A メンタルヘルスチェック

特に新任職員に対しては定期的にフォローアップ研修を実施し、タイムリーに困りごとや悩み事を吸い上げる仕組みを確立します。

B エルダーメンターの活用

新任職員に対し、年齢や環境が近い職員を１年間エルダーメンターとして配置することで、日々のサポートと精神面のフォローを行います。また、フォローアップ研修に際し、実施者への情報提供を行い、今後のサポートに生かす仕組みを確立します。

C 専門性の向上

外部研修や内部研修において、行動障がいを含む様々な障がいに対する理解を深め、より一人一人にあった支援を提供することに繋げます。

D ミーティングの活性化

定期的にグループミーティングの機会を確保し、支援の共通認識や職員の連携の強化を図ります。また、必要に応じて、ケース会議を行い、早期対応に繋げる意識と仕組みを確立します。また、スタッフ個々の対応力等のスキルアップにつなげます。

③ 権利擁護と虐待防止

昨年度もチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに繋げましたが、継続して実施することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要であると考え、以下に特に重要と思われる視点を示します。

A 研修の実施

内部、外部の権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として、確認として学ぶ機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。また、毎月の虐待防止委員会いしやま部会で職員の支援について不適切な支援がないか確認します。

C チェックリストの分析を定期的に行う。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

④ 個別支援計画

利用者さんの満足度、ストレングス視点を重視し作成することが重要であると考えます。具体的な重点項目を以下に示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。また、やや満足、不満の項目について家族からの聞き取りにより改善につなげ、計画作成を行います。

B ストレングス視点に立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋げます。

D 意思決定支援計画の策定

令和７年度より義務化となりますが、利用者の意思表出がどのようにされるのか、意思を汲むために何をすべきか掘り下げます。

⑤ サービス評価の結果を踏まえた活動の組み立て

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋げていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。以下の項目について重点的に取り組みます。

A 土曜日活動の活動内容

感染リスクを考慮した上で、更なる外部の社会資源の活用に努めます。

B 日中活動の充実

作業活動以外にも多く取り組んできましたが、運動のニーズが非常に高い状

況です。運動器具の有効活用の他、運動施設の活用を含め、取り組んでいきます。その他、個別支援計画での聞き取りにより各自のニーズに合わせた日中活動の組み立てをするとともに、行事等についても昨年度同様充実させていきたいと思います。

C 食事提供方法とメニューの工夫

食事のメニューに変化を付けることで、食を楽しんでいただける取り組みを行うとともに、温かい食事の提供を行うために出来ることを整理していきます。

⑥ 安定的な財源の確保

安定的な財源を確保するため、以下の項目について重点的に取り組みます。

A 利用率の向上

現在、定員３８名に対し、契約利用者数は４２名となっていますが１日の平均利用者数は３４人程度となっています。これは、事業所を併用する方が増えていることが大きな原因ですが、結果的に定員を満たしていない状況となっています。今年度も特別支援学校、近隣の相談支援事業所を廻り、定員に空きがあることを周知、PRし、１日の平均利用者数を３８名に近づけます。

B 重度障害者支援体制加算の継続取得

重度障害者支援体制加算取得を開始しています。人員配置的には加算の継続は可能ですが、サービスの質の向上、専門性向上のために行動援護従業者養成研修受講を進めます。

C サービス提供時間の延長に伴う日中活動の充実

昨年度の報酬改定において、報酬維持のため、サービス提供時間を１時間延長しましたが、そのメリットを生かすべく活動の充実、ニーズに合った活動の組み立てを継続して行っていきます。

４．グループホーム　「るあーな」

（１）はじめに

グループホームは利用者さんが地域生活を継続する上で生活の場また活動の場、社会参加の場として欠かせないものであります。健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努めます。

また、本体施設や各事業所と近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供し利用することができ、利用者及びその家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かしていきます。

感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ等)については、十分な感染防止対策を前提として、利用者さんに対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要でありますので、引き続き感染防止の徹底に努め、利用者さんが安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。ホームにおいて一番大事なのはホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取組みでありますが、社会参加や帰省を含めた家族との交流も感染防止の視点を取り入れながら継続することとします。

また、昨年度より開始したグループホームでの短期入所事業も引き続き、地域で暮らす障がいがある方の緊急の受け入れや当法人利用者のレスパイト、将来に向けた体験の場として活用していただきます。

（２）事業

共同生活援助事業　グループホーム「るあーな」
　定員 7 名／現員 7 名（R6.4.1 現在）

短期入所事業　グループホーム「るあーな」
　定員 1 名／令和 6 年度実績日数 211 日(令和 7 年 3 月 1 日現在)

（３）事業計画

① 感染症予防

事業所内に感染症（コロナウイルス、インフルエンザ）を持ち込まない、感染を拡大させない対策は継続して行います。その上で、感染者が発生した際も感染を拡大させないために以下の対応をとります。

A 継続的な体調チェック
家族内、職場内の体調不良者の迅速な報告依頼
B 環境整備の徹底
毎日の清掃の徹底（世話人と分担)、換気の励行
C 感染者が発生した場合の迅速な対応
感染者の隔離とゾーニング対応を速やかに行い、感染拡大防止に努めます。

② 高齢化対策
70 歳になる利用者 1 名と 50 歳代が増加する中、年齢を考えた支援が引き続き必要となります。そのために持つべき視点を以下に示します
A 身体機能を維持するための活動プログラムの作成
特に土日祝に行える活動を検討します。
B 認知機能を維持するための活動プログラムの作成
特に土日祝に行える活動を検討します。
C 食生活の評価を行います。
昨年度より定期的なミールラウンド（食事摂取状況確認）を栄養士と共に行っていますが、今年度も継続し、年齢や口腔状況を考慮しながら、楽しい食生活を維持できるようにします。
D 家族の高齢化に合わせた通院サポート
家族も高齢となり、タイムリーな通院が実施できなくなることも多くなってきており、ご家族と調整しながら事業所内での通院を行います。

③ 健康対策
高齢化と併せて、生活習慣病に留意するべき時期にきており、以下の視点で支援を構築する必要があると考えます。
A 食事
定期的なミールラウンド（食事摂取状況確認）と健康診断結果をもとに栄養士のアドバイスを受けながら、食材の形状や量、メニューに反映させていくことで、健康の維持に努めます。
B 運動
土日祝において、積極的に運動の機会を設けることを視野に入れます。精神面のリフレッシュだけでなく、身体機能の維持にもつながるため可能な限り実施します。
C 通院のタイムリーな実施
歯科を含め、定期的な通院をすることで、病気の早期発見、早期対応に繋げることが重要なため、体調観察を密に行い、タイムリーに通院できる環境を整えます。

④ 余暇支援

ご家族の高齢化が顕著になる中、帰省の回数が減少し、グループホームで過ごす時間も多くなり、特に土日祝の余暇支援が、生活の質、満足度を高めるためには重要となります。その際に必要となる項目を以下に示します。

A 支援スタッフ体制の有効活用

現在、土日祝に関しては、宿直スタッフ１名と日勤スタッフ１名を配置しています。外出を含めた余暇支援を計画的に行い、充実した生活を送っていただけるよう対応します。

B 利用者さんの希望にタイムリーに対応します。

希望があがった事項に関してはすぐに計画、対応します。

C ストレングス視点を重視した観察

利用者さんの好きなこと、得意なことに視点を当て、日々観察を行い、余暇の取り組みに生かしていきます。

D 楽しんで行える自立支援機会の確保

例えば、お菓子づくり等、料理を楽しみながら行うことで、自立に結びつく経験を積む機会を確保します。

⑤ 権利擁護と虐待防止

昨年度もチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに繋げましたが、継続して実施することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要であると考え、以下に特に重要と思われる視点を示します。

A 研修の実施

内部、外部の権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として再確認する機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。また、毎月のグループホームミーティングで職員の支援について職員、世話人の視点で不適切な支援がないか確認します。同時に、月１回の本人会活動にて利用者さんからも困りごとや嫌だったことがないかどうかの確認を行います。

C チェックリストの分析を定期的に行います。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

⑥ 個別支援計画

利用者さんの満足度、ストレングス視点を重視し作成することが重要であると考えます。具体的な重点項目を以下に示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。また、やや満足、不満の項目について家族からの聞き取りにより改善につなげ、計画作成を行います。

B ストレングス視点に立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋げます。

D 意思決定支援計画の策定

令和７年度より義務化となりますが、利用者の意思表出がどのようにされるのか、意思を汲むために何をすべきか掘り下げます。

⑦ サービス評価

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋げていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。

⑧ 短期入所事業の実施

当法人利用者を含め、地域で暮らす障がいがある方のサポートにおいて、短期入所は重要な事業です。特に重要となる視点を以下に示します。

A 効率的な利用調整

昨年度の事業開始に伴い、多くの利用者に利用していただきましたが、ニーズの高い利用者が中心に利用していました。今年度は個別支援計画で得たニーズに即した形で、入所支援課と調整連携をとることで、効率的に利用で来るようにします。

B 外部利用者の積極的な利用受け入れ

当法人利用者以外の地域で生活する障がいがある方においても、家族の病気や冠婚葬祭等での利用ニーズは非常に高く、日々受け入れ先を探す状況があります。当法人の社会的役割を踏まえ、積極的に受け入れを行います。当事業の情報については、近隣相談支援事業所への周知と「げんきサーチ」を活用します。

⑨ 地域連携推進会議の実施

地域との連携により「利用者さんと地域の関係づくり」「施設、利用者さんの理解促進」「施設の透明性の確保、サービスの質の確保」「権利擁護」のた

め、利用者さん、利用者さん家族、地域の関係者、福祉有識者経営の有識者等で構成する会議、見学会等を実施することが令和７年度より義務付けとなり、構成員の選定等を進めていきます。